

○国東市週休2日工事実施要領（港湾工事編）

国東市告示第121号

令和7年7月1日

（趣旨）

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、国東市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施することとし、実施に関し必要な事項について定めるものとする。

（週休2日の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所型週休2日制

起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日又は休日の取得があるものとする。なお、休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。

（対象工事）

第3条 国東市が発注する港湾及び漁港事業の工事とし、対象工事は特記仕様書に現場閉所型週休2日対象工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

(1) 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事

(2) 緊急を要する工事(災害復旧における応急工事など)

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

(3) その他発注者が指定する工事

2 次に掲げる作業については、現場での作業に該当しない作業とする。

(1) 臨機の措置(異常気象時における現場対応や安全パトロール等)

(2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

(3) その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（対象期間）

第4条 対象期間は、工事着手日以降の最初の土曜日から工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までの期間又は工事着手日以降の最初の月曜日から工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほ

か、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

(発注方式)

第5条 発注方式は、受注者希望型による現場閉所型週休2日制を基本とする。

(実施内容)

第6条 受注者は、次に掲げる内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告するものとする。

- (1) 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。
- (2) 作業日が恒常的な残業となってはならない。
- 2 受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表(任意様式)を、「個人単位」で確認する場合は技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を監督員に提出することとする。なお、計画工程表の作成に当たっては、第2条及び第4条の内容を反映させることとする。
- 3 受注者は、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出することとする。
- 4 受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示することとする(別紙1「表示例(工事看板)」)。
- 5 受注者は、実績報告として休日の取得状況をとりまとめ、国東市公共工事請負契約約款(平成23年国東市告示第12号)第11条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示するものとする。
- 6 「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等(天候不良含む)によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は1期間(4週間)内に振替えることができるものとする。ただし、「週間工程表」又は「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載することとする。
- 7 現場閉所型週休2日制における週休2日公示達成の判断は、対象期間内において、1期間(4週間)のうち8日以上現場閉所を行っており、また、土曜日、日曜日及び祝日の合計日数分以上現場閉所を行っていることとする。
- 8 監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- 9 監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認することとする。

(労務費等の取り扱い)

第7条 当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

2 市場単価方式による積算にあたっては、別紙2「港湾工事市場単価の補正につい

て」に示す補正係数を乗じるものとする。

- 3 前項に掲げる積算以外による積算の補正係数等については、下記のとおりとし、港湾及び漁港事業の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により第1号又は第2号を適用するものとする。

- (1) 港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率 (休日/28日)
4週8休	1.02	1.01	1.02	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

- (2) 港湾土木工事積算基準によるもの

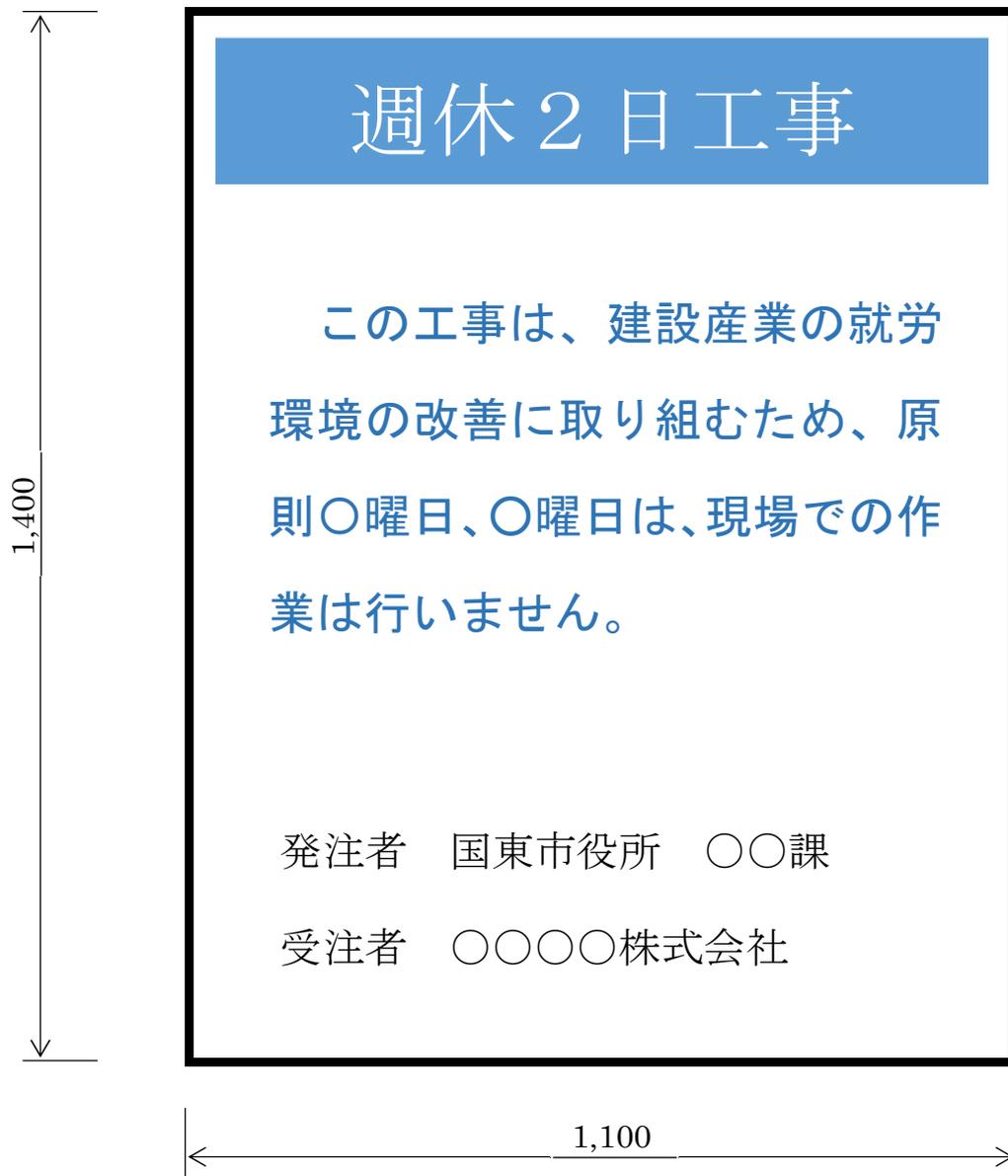
休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.02	1.02	1.03

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年7月15日以降に起案する工事に適用する。



別紙2 「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において、港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	補正係数
底面工		1.01
マット工	アスファルトマット設置・ ゴム系マット設置	1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
防砂目地板取付工	水中施工	1.02
吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.02
港湾構造物塗装工	係船柱・車止・縁金物	1.01
ペトラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01

汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・ 水中目視点検	1.00
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作	型枠工	1.02
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.02